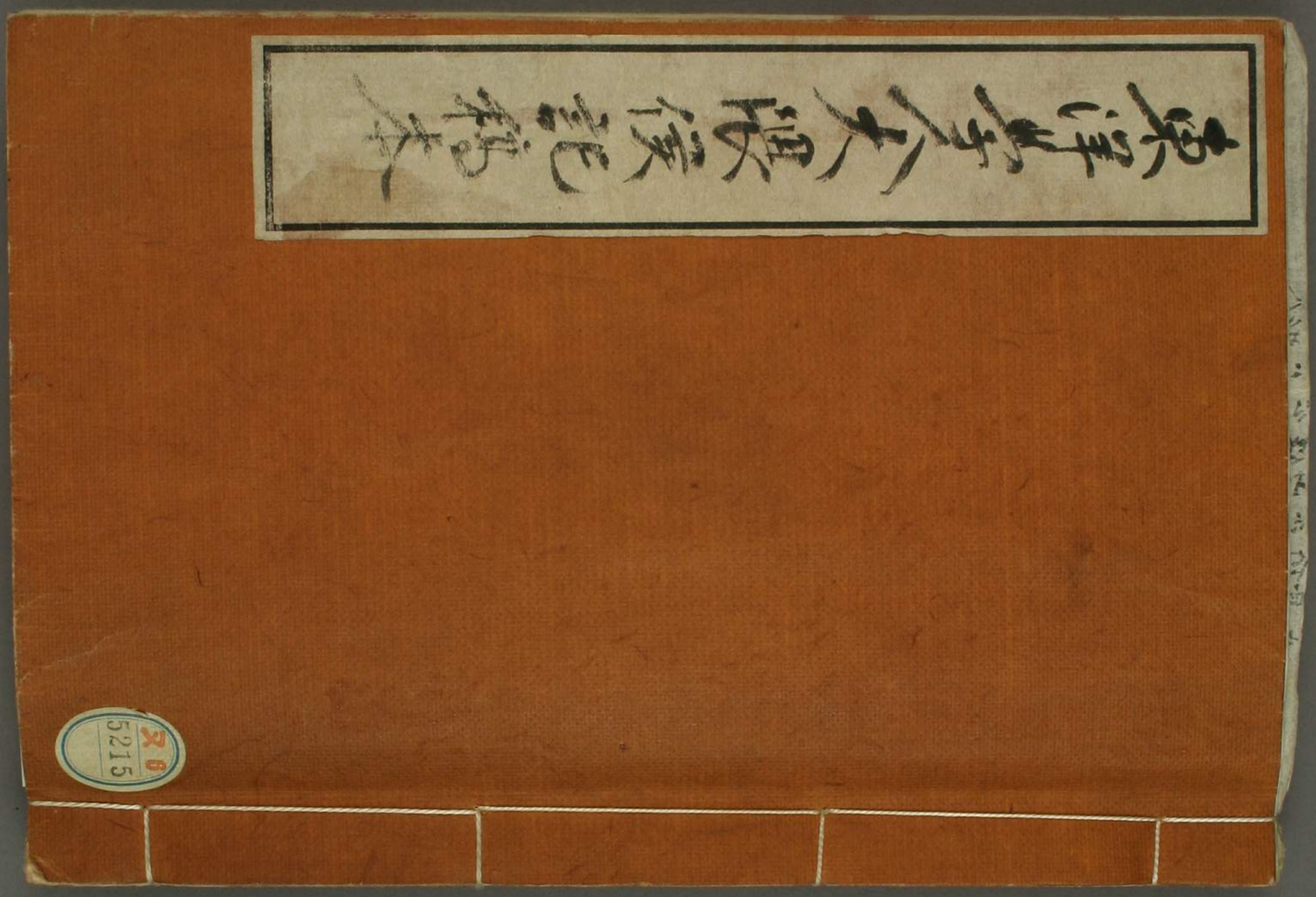

KODAK Color Control Patches © The Tiffen Company, 2000
Kodak LICENSED PRODUCT
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black
Inches Centimetres

特
5215

大隈公政畧伝

東洋学人　小野梓　編次

第一回

蘭学と一身に積みて自家の見聞を廣め英書と子弟に授けて海外の知識を移し盛衰を関東に察して幕府の亡滅を知り形勢を本国に通して藩公の上洛を促し御国の政治を改進し上は王室の尊榮と下は万衆の幸福を殖やし増さんと心を碎き毀誉の巷と死生の際に立て五尺の身を忘れ撫ちて十とせ餘りの星霜の間、千辛万苦撓みなく疑を掛けし其後も国の事とは忘れ兼ねは上は大君の寵恩と下は万衆の嘆望に對し恭しんもつと心を用ゐ政事の

昭和十五年三月一日寄贈
末島謙吉氏

党派を法いつゝ立憲政治の実益を行ふに収めん心の楚い世ゝ隠れかき大隈の公の履歴と政界の過きし蹟をハ繹めれハ公を初の名を八太郎と称し天保十年の冬十月何日肥前ある佐賀の城中ゝ生れり幼き時より英才の誉れハ遠く藩中の子弟ゝ抜んて高けれハ十八歳の頃藩主鍋島侯の撰いを受け蘭学校ゝ入学し和蘭の学を究めけり斯くて和蘭の講学ル早やその業を卒へぬれハ得業生の列ゝ加わり久しくなる其後ゝ蘭学教授ゝ挙けられ名り斯りし程ゝ早心年も七と歳を過きれハ攘夷の沙汰ハ紛くと天下の時勢ハ何とおく物騒をりしくあり世ゝ衰一果てん兆しなれ

第壱編

ハ五畿七道の諸侯とも皆おそれしゝ用意を為し殊に西南諸道の国こハ武備を整へ文事を修め隙を窺い待けり斯りし時の慣いとて国事ゝ力を盡すもの西ゝ奔り東ゝ走せ周施往来絶間なく最と忙りしく見へたりける公ハ此時既ゝ二十六七歳の齢ゝ達し一藩の望も高かりけれハ斯る時勢を洞察し国ゝ尽さの真心ハ抑然として禁へ難く上国指して佐賀を出て法国の為めに一入の力を尽さへものありと心ゝ思へと故ありて身ゝ行い難き事あれハハからく君ん御里なる佐賀の城ゝそ留まりる斯の時佐賀の城主ハ鍋島齊正侯と称し世ゝ聞愛公と知られハる当時英主の一人なれハ勉めて藩士の心を

収め轍くに外に出てしめ景と嚴重に制しつゝ小
さ世公の心い寧くとも其身に小こを行い難く
見るし時機を失ふこそ実に是非とあき幸とも
あり

斯くて公ハ心に思ふ様斯く時勢を振り棄て
し空しく時に後るゝハ吾身の不幸御国の不利
又こ一つに思ハ藩侯のあん為め筋とも思ふに
さ小い何とか一策を堅し出して国を出て從し
浪華江京あちこちとも せめてハ瓊の浦ある長崎
に出て天下の成り行きを窺い見るも無駄な
らんと少らくありて又こ思ふ〻〻天下の時勢
ハ斯く斗り攘夷の事に赴けとこハ幕府を仆に
有志の手段中く攘夷ハ思ひもよらぬ〻〻〻〻〻〻

夷を当すとも彼ハの長技ハ移し取り法国の知
識を廣ふこそ時に取て其上策あり〻〻〻〻
其に洋学の校舎を一ケ所取り設け且つハ郷里
の子弟に授け且つハ身を国外に尊き出に
そよかり〻〻と漸く意を定めるに斯くて又公ハ
心に思ふ〻〻ふ吾が身ハ是れまて蘭学を修め来
りし未だ小と熟〻世界の勢を考へ見ハハ和蘭
陀ハ以ま衰へて強ふ〻〻この後翼を東西に伸
そして飛ぶん〻のとしハ必定遊隙人種の子孫
なり〻〻〻〻や子弟に英国の学を授けてその識
を御国に移に仆けを当さへ是れよりへと其
由を具さに認め藩侯の手許に出しる藩侯
ハ此の時既に眼を海外の長技に注き或ハ造船

所を起し或い製鐵所を建て様々計畫の時あり
い大和公の建議を嘉みし疾く其請を許しる
去る程和公の喜い大方なりし急き崎陽に身を
寄せて偽りの学者を取り設け米人を聘
ひつつ佐賀の子弟に学をせるさおきに多
くの子弟の葉を求て数多の人を推さんとす
この後公の名声い益々佐賀の度まりて殖の海
なる長崎の聞へるこそ道理なん
公い漸く思を遂け佐賀の城を出てりれ是
章と心の祝ひ窃に笑脉を上国の知る邊に通し
世の中の様子を窺ひ待ひに幕府の政事に叫と
猶ほ唱ひ多き事のみ多く諸国の志士を捕へ或
政府の常として其の景

東洋館書店

東洋館書店

或い猛々りりれい自つと民い心を離し口みこ
そ唱へさ小心の中ハい誰れとなく皆おそれ
の憤を抱きて漏れ術れなく事なれりしと新
よのみ公い見て取り思ひ小さ勢の斯く成り
果つるい事の数免れ難きれのなれい幕府の政
事も是れまてと終を告ゲへい去ることから
三百年のその間免れも角れしこの国を治め来
りし事なれいその勢力の衰部をい今ハ残して
数年の餘喘を繋くことなりん何れして上
方と江戸の様子を親しく察し斯る際に真男の
為さへき術を見出さへこそ我く志士の務めな
り事い学舎の事柄も稍こその端に就きくれ
今こそさられいさ往さんと窃に島種臣氏を

伴い瓊の浦より長崎を暗ふ行れて忍ひ出て山の背なる都とい二個連れ立て指さしを程なく公い副島氏と五條なる橋の邊りに假屋を定め都の様子を窺ひ居り是の時長門の国の征伐い東軍屢〻敗を取り其績ひとまふ幕府の虚実し軽重も稍〻海内に知られ自つと威力も振い兼ねし況し将軍家茂卿い暴に此世を棄て給ひこの後様子何とやト定め兼ねこる時なふい京大坂い何処となく物騒ゝしく成り行きて幕府の威令も届き兼ね東照宮の遺業も目下に終を告けんぢ様子実ふ定めなき世の盛衰最と哀れなる様も見つゝ心ふに見へたり

思ふふ小幕府の威力い斯く斗り盛きしのといふ思ひきやさるふていまゝ世の幸い去ふとい茲い都地蔵内なふい自つと威力も及い兼ね斯る始末ふなりこるもの難き事なふい江戸の表ふ忍い行きその様子あた窺ひ見んそふふより うんと仕度と整へ東の海天路を指して独り都を立ち出てゝ已に都を出て早打ふて急きふ程ふ行き程なく箱根なる関の戸ふつきこりゝ已その初の函根を天下隨一の関所と称へその国の門と厳ゝなりしし追ひ紀州の弛ひに従ひ自ノと警護も地きりて形こそ薩の如くあふそのふ実い中く優のも仕き兼ね時ふ降きもひ通りふふい公い何事ふふ過き行きて五十三ツ次

次きの宿驛もまた殘りなく通り過き今は江戸
の城ふそ着きこりれる公たち旅の衣と拔きすて
く東の知る邊と遠近に訪ひ半ばして関東の樣子
は如何ふと尋ぬるに西征の極振なめのみの將軍
も此世を棄てこの得知ト思ひきや德川の世嗣こへ
誰ら立つことの得知ト思ひ故人心自づと驚かし
く剣さへ兵庫を開く期限とて英佛諸国の公使
等か共ふ廻りて促しりれいの内ち外と交い事多
くトトせへ角やとせん術のあきふ困し果てぬ
れたを紀綱ふ以ふし乱れ行き膝の下るゝ江戸さ
へれ紀律をさるうト無政府の樣子を外ふ表も
しりる公ふ独り思ふふ墓府も驚くたい
ち斯る好機ふ際今し男ふ中古以来紅とまし王の

東洋館書店

綱とふ振ひ上け法国の政事を改めて葛の国ふ
對峙する実の力を養ふこそけに我ゝの責めな
りと急き旅路の衣を取り江戸の城を立ち出く
く再い都に走せ上る都ふ日こに驚ろし久慶喜
卿ゝ將軍の職を經くふ經きしも傾きりし
大厦の軒中ゝ一個て支へ兼ね最と危くそ見へ
ふれる斯る折しに先帝ら新に崩御ましてて
今の主上ふ紅けあくあらしましき事あふゝ
内外の人ゝ以とく特みを失ひ況して兵庫の開
港ふ今まさト止ふ止ふ止み難く迫りに迫りし時
ちふ朝野の樣子何処とも騒然さこそ道理
ち斯くて国表の取り沙汰ふ西南諸国の藩く
に知ふ渡りさるのみあらん兵庫を開く暮し悪

東洋館書店

しを普く諸藩に問いけれい薩摩の藩主を始めとし土佐宇和島の藩主ども急き都に走せ付きて共に唐漢に参しるに公は斯る様子を見るにつけ叫び〻〻時替の迫りしを感ずる心愈〻深くさるおいい藩侯〻如何あるべき訪らい留守居の人に其る佐賀の屋敷を問い

由を尋ぬる旁〻噂日の様子を備さに物語り斯る由を逸早く藩地に報し遣るして我藩侯の上洛を促し給へと勧もふと留守居の人〻畏と拵き彼れの是れのと詞を作り受けり〻定色にらされい公い痛く不思を情めみ男〻小言いりいおき族輩に国家の利害を説くとても到底も詮なき事なれを此上我の身い西に下る

親しく尤公決父子に見へ此有様を言上し疾く其の上洛を促さんこそ早路あらんと急き留守居の許を去り旅の衣を取り敢へず筑紫潟なる佐賀城を指さしてぞ立ち還へる

是れに先ち肥前なる佐賀の藩士をとりて公のうちとおすのみかまく悪し様に言ひ成して主命に背き国を出て諸国の浪士に交る不将来の罪いとも軽のりに疾く国許に呼び帰し痛く懲らすそよりへと口を揃へて迫りいる斯るおろかに戒公い藩主を思ふ点の心なく一筋に筑紫なる海路を指して立ち還り佐賀の城へそ入りぬる斯くと聞くすり知る邉の人身よりの人い訪い来りて急き藩士の様子を告け

戒心めさんと諭しける公い徐々に聽きうちり少しも動する気色なくさて云ふ御身等いたまて気遣い給ふおろかなる八太郎が斯こまて碎く心中い老公疾くお知り給ちんすし一ト時い疎まるしとゝ御国ふ尽たこのこと心つしく晴ふん時はら人少しも怨ふ思ふしたる城して老公お法見一まちに時すきぬ疾く登城言上せん急き假り結上みの方の様子を見ゝ法ふ正し城中指し持ち来ふと衣服を整一威儀を城中指て起けい知る憂の人身すりの人い共に後と見送て情然と危み君も道理なり斯くて公ふい藩侯又子に見い備さみ京摂関東の様子を公ふを ふい藩侯又子に見い備さみ京摂関東を速へさる上容を改めて云ひける

第壱編

東洋館書店

ゝ斯く斗り天下の時勢い迫りゝ斯る好機ふ食しおのゝかん国許に退き徐い法国の大事も他ゝゝゝく見て見ぬ振りい我藩の恥辱とや云ちん残念とや云ちん況して老公御事い英名風に表れて其声最ゝ高けふを天下の志士い北方の泰斗と仰きたてまつるに斯る千載一遇の好機を他をに見徐もし如何て志士の望を繫かん小遺憾ふ残念やと理を解けての物詰り意気凛々ゝて見一にれる藩侯父子と共ゝに公の言葉と聽き畢ちり厚く苦辛を勞ふて追て沙汰する旨と告け静つゝ立て奥ふ入る公い見送り礼拝し次の間さして罷ふ出て罷ふ足ふて参政の許を直ふ問い尋ね帰国の顛末

東洋館書店

明きらかに告くる處い上国の様子を見さに物
読り斯る時勢の切迫を我君御父子不三上し疾
く御上洛あれうしと勧めまゐらせ置きこれを
君等も能くく此様を察し給して佐賀藩の伯養
を落し畢もと四様御注意あらせられと言
葉さるかに告け畢ちり斯く云上の終りけれを
聞きの尽す職分を最早尽きることあれを
このうへ退き公の法沙汰を待ちて相當の法罰
を受けんものなりと城を退き罷り出て我が家
を指して帰へりける斯くて参政某々藩侯父子
見一を請ひ公の帰国の顧末をなとき申し述
へたる上うく斗り辞く心の切なるい賞むへき
事ハ侍ハへと御国の掟を蔑如して一旦国を

出てたれい其罪最とし軽うとたるあるし怨し難
き事ハを免ゆちん角やと言上し藩侯父子の指
図をハ給をんうしと請ひけれとさすらハ石木
夏ふ困使の使の聰明大度なんい心を罪みせぬ
事のみ数ハと不興気に参政の陳れるを聴きも
畢きとぬうちあぐしと言葉を止めさせ容を改
め仰せるうふ国の掟を蔑如して国を出てたる
ルのあれとも思ふの餘り知らるし此
罪を犯せるのみか八太郎の先程遠へさる諫言
を皆かをりしふ道に合い當世の務と聞ゆれを
と為して我藩の士気を振をた術なれい其罪さ
事と為ふを致されまし況して壮年治憲の手本
らし国ハへかトたそれれ付ても上国の時勢を

ほどく迫りうり最早心藩地ふ退居して機会と
失ふ時ろよを疾く茂実ふ上洛させ我々身も跡
より新帝の天極を同ひ奉り人各々用意ありふり
しと楽ふ相違の仰あれい参政いハワト斗りに
何幸も云ふ一きふふも何トいこそ唯たうしこ
ましと言上しちの咄を退き出てく行く是ふ
より佐賀の藩政を日くに改良進歩して大木江
藤の氏諸氏を宿し藩侯父子を京都なる帝の宮ふ
侍しつきて議定と参与ふ任ずトふ薩長土肥と
世の中ふとこをやさくく迫佐賀藩の名誉を高
く揚げれふ公の威名を一藩の中みて頓に加も
りる

第壱編

東洋館書店

第貳回

九州鎮撫ふ謀議して幕府の弊を改め
内国商の往来を禁して口々を驚に
横濱裁判ふ参与して新政の徳を布き
横須賀の船渠を収めて口セスを屈に
公々西下のその後ふ兵庫を開く約束ハ漸々
勅許を得ふけれを西南諸国の成り行きハ日々
ふ切迫しふりれを慶喜卿もこの様を熟々見て
取り思ふふ斯く斗り成り田く天下の業たと
とも容易く挽き回し再び起たことかたしを
ふてハ又く如何ふしけんとのまりと種々心
を砕くるおかハ山内豊信侯として其時容堂公と
知られる土佐の老主れ斯様を見つと心ふ思

東洋館書店

ふるふ斯く斗り迫る力の強よけれい幕府たれかを防ぐふべき程難きことあるい古き習ひ拘まりて御国を誤る時なりしを出てやこの際従前の政事を頓に改めて天下の耳目を一変せん是こ今日の急務なと心かて信せる家臣ハ謀り急き一封の書面を認め京都なる慶喜卿ハ寄せたりけるその書のなかしまし如何なると問ふ武将政権を握りこの国を治の始めける昔より今ハ至りて凡そ六百年有餘年その間一治一乱あきハ非らたされと天下人心の驟き立東ハ下田ハ渡来して外夷と和親を結ひし以来ハ此頃の事より烈しき事あとし洋船ハ又ハ西ハ弊ち内訌ハ今日ハ幾年ハ皆ハ同音に賛成したり

東洋文庫書籍

第壱號

こハ加まりて御国の恥辱一方なりしに最と残念の事ハ侍ハ元こ政事の二途ハ出て天下の人こ誰れとなく面ハ所を失ひて為す術なきハ因ハるのみされい此際殿下ハ常ハ異なる英明の果断を施しまこしとせて政事の柄を王室ハ還へしまつりて方国と並い立つへき我国の基こ立てきせ給へうし是ハ方今の急務なり是れ豊信ハ至願なり

と最と熟慮ハ書き綴れ経ぬ間ハ列藩の将士を召しこ條なる城の廣間ハ集こせつし政権を還しまつるの善し悪しこ盃く諮ひこ詢りけるに薩土の藩士ハ始めて皆ハ同音に賛成したり備前伊豫の藩士ハ

東洋文庫書籍

斯る都の様子を
公に達して速きし我
公は急き藩主を
使して迅速を諸し
山陽の濱路を東
に上らしめ思ふ
所の様子にて我
則ち晴陽宮まで
ゆく。

こそなりとめと陳へり小を将軍まこの心を決し
近臣某ハ仰せられ辞職の表を出まりとせ帝の手
許ハ指し上げけるる斯くて帝を将軍の請を聴し
て王政も復古新たハ成りけれども如何ハこの後の
政事をハ改め布へしものなりと廣く諸国の藩
主を集れ大ハ国定を議らせらるる。

斯る都の様子

藩主を伴ひ上り聴き
藩を指し山陽の濱路を東
の将軍ハ官軍ハ抗ハのみか夜ハ紛れ浪華の城
を逃れ出て海ハ沒して武蔵なる江戸の城ハ還
りり小帝を以て結り給ひ慶喜の位を奪ひ
職を褫き急き軍を東ハ下し最と嚴しに追い討
ちる公を悪し此様を見つつ心ハ思ハ幕

府を討する軍の事国々軽き事なりとぬと元と
内と内との争ひ況して諸道の官軍ハ迫く東
ハ押し寄せて江戸の間近ハ到るおしそのあり
ゆきハ今ずりし推し測るべきことあれハ左程
心ハ掛らねと心ハ嚴しと海外の諸国と結ひし
和親の條約こを旧幕の
ハいこの後の様子如何
ハなりさハ我身を一入内外の交誼ハ力を奮
ふ〳〵て御国ハ盡すとと思ふ〳〵是ハ分業の事な
りとめと私ハ心を外国の交誼の事ハ寄せるる
伏見の敗聞長崎ハ達する間もなく旧幕の奉行
を最とも驚きて後の事をハそこ〳〵ハ守を棄て

と道けしるしハ今ハ誰れしも此の土地の政事を
治むることもなく外国人に自国の兵
を整へて自ら守るる事なれハ
毋寄寓せし諸国の藩士と相伴りて僻
ハ理めつくそ申昊さ京都ある總裁局ハ報
しる」総裁局ハこのよしを聞きて皆ハ評せ
るよハ崎陽ハ古き貿易の場所なるのみ九州
ハ古き昔しハ大宰府と置きこれ迄探題奉
行みなそれハ鎮撫の手段ハまに怠ることも
おく治め来りしことあるハいかに何て持つ事
なりん況て王政維新ハて皇威を外ハ伸ばた
へき時ハ隙きあるハ誰れかさるへき
人物を撰び出して九州の鎮撫ハ充ちんものな

第壱號

りと彼れの見ハのと撰へるあらむ澤宣嘉卿ハ
勅許を受け新ハ京都ハ歸りられたこの人こそ
ちりんと参與の職ハ進められ九州鎮撫の総督
と外国事務の総裁と兼ねつし任ハ赴きれる
斯くて又ハ皆ハ評せるハ九州鎮撫の総
督ハ幸ひ宣嘉さ得たれとも外国の交誼ハ係る
事柄ハ誠ハ容易きことなりを誰れかさるへき
人物を撰ひて澤ハ副へさられハ心もとなき事ハ
りと探さるもちハ某甲ハ佐賀の藩士大隈八太郎
郎こそよりトんと公ハ屈歴さ
ハ直暁し海外諸国の有様を熟知し事を
相應し恰好なる人を得さりと言ひ合ひて
速き勅許を申

し受け疾くその手を我公の許に知らせて九
州の鎮撫の参謀授けられ是の時各国の公使等
は武蔵の国の横濱に館を設けて留まれい外事
の事きは神奈川なれとまた朝廷の政令は関の
東に及ぶ筆に西に限れることあれいそのかし
崎隅の五市場は我が朝廷の為めとして外事の
[illegible]とも堂かりけれい公い仰せと畏まり急き用
意を整へて都を後に火の海を澤卿伴れ指し
[illegible]
程もなく長崎に着きられい公は井上佐と木の
諸氏と議り九州鎮撫の為めとして澤卿始め
皆なは下れるを觸れ示し王政維新の
大意きは遍く陳へて幕政の舊き弊をは追ひ

東洋館書店

は改め正し新令を漸く管下に布きられは遠ち
近ち聞きて安堵を為し一度び騒きし人心も
今は自つと静まりけり去る程に内に向へる政
治の緒を端に就きぬれは公は力を外国
の交誼に用ひ初めけるに感することの最と多
く聞きしに勝る舊幕の姑息の處置に驚きけ
れい一入力を外国の交誼に用ひ追ひ〳〵に御
国の威勢を伸ばさんと愈よ〳〵心を堅めけり
斯くて居留の外人も漸〳〵安堵の思を為し互
市の様子は何時とふく舊との如くにあられい
と見れまて慣れし外商の傍若無人の振る舞ひ
は猶ほ更ト募れる斗りに見るに目もなきが由き
事なれと公は痛く憤ほり折りも何とは彼れか

東洋館書店

鋒先きとりしき維新政府の威力をハ表もしくハんと心の弓張りて待つとハ知るや知らぬや蔺國なる領事ハよろらぬ人なりて彼此條約の掟を背き競賣なりて隱密に赤かき地銅を海外ハ積み出せ事の度ハ重さるり捨て置き難き樣なハハ公ハ心ハ思ふふこの條約のよきと惡きハトも角も一旦彼我の掟としこと定むるうへかとハ犯せる罪々宿し難しハさをのすし

さ紛さへと屬吏を呼び寄せ言ひけるハ今ハ始めぬ外商の跋扈ハ景も悪くけれと維新政府の恩惠を彼ハ示さん心ふて今の今まで想せし

も恩ハ慣ハ惠ハ甘へ日こハ增長するのみ歟蔺國の領事口ロ氏ハ彼我の條約破りつゝ私ハ地銅を隱密ハ積み出せ事の度重なりて我ハ國

権を無きものと軽し侮る心の程実ハも悪き事なれハもや宿怨を成り難し斯る際ハ其由を紛さて過ぎきとハ此後の跋扈如何なるそ思しやとしことなれハ嚴しくてのすし取り紛し維新政府の威力をも彼ハ示して恩と威と

並び行ひ外國の人を懷くる朝廷の仁と勇とを表もさん貴殿ハ急き蔺國なる領事の許を訪ひ事ハをのすしを狙ろに說き諭して是れまての仕打をそれと警めて以後のたしふみなる一し

と注意を為して口ロ氏の擧動を如何ふと窺ふ一し彼ハ若し悔ひて過を改め正せハ此の度事穏便ハ斗ひて この まゝ濟すもよろしん

が、さすがに幕府様方トい又ハ為す術も多クト
ん何ぶん免もなかハたしい礼義を尽すを善ク
らんと属吏を遣をし掛け合へと幕吏を侮る是
ハまたの悪しき習ハ深みりハを彼ハの此ハの
と言葉を構へなりしい業ケの小気色おく無礼
ハ無礼をかへしつのみか怒りみまり世て我ハ商
と折ちさいるみて傷ケ情ハい公々痛く憤り客
を改めこれるをハ斯くまてに怨を加ハれと
猶ほし幕ハる彼の振るまハ剰さへ領事を勉む
る身分をもて人と傷く不法の所行悪むハも餘
りなりハを疾く然るへく処置すへし去るハ
ても彼ハ領事の事なハい不法を許ハ堪所も
なし最早このうへ是非あけハハト遠き我ハ商人

第壱號

東洋文化研究所

を禁断し葡国の領事と貿易を為すことあらハ
しめよらし是ハ今日の上策なりとやかて一通
の達を布き葡国ある領事の館に内商の出入を
ハたと禁しける斯くと聞くより口ハロ氏を驚
くことの限りなく一度ハ怒り憤ハれと我ハ身ハ
暗き事なハい陽にそハと法り業ハ過き越し方
の振舞を悔ひて及もぬ今まのしき唯ハ周章て
けふ斯る果断の処置振りハ維新以来ハ始めて
の事なるのみか外国と和親を結ひしその以来
絶てなくして奔ハ有る外交歴史の花なハい驚
くものハ葡国なる領事の口ハロのミなりたその
時崎陽に居合せ各土の領事を始めとし数
多の南人旅客と領事も共ハ始めハ驚めて苟そのな

東洋文化研究所

ふぬ大隈の外に對する政治の謀畧うつとゝ彼
ルと侮ふり難しこの後の覚悟簡要なりとさし
やき合へるそ道理なり去る程に幡陽に居れる
外人を精と扱るまいと慎みて我国人と軽しむ
る事の次第に薄ろけゝ自つと交誼も空しくなり
内ろ外と共に我ら公々果断の処置を賞めはへ
る

去る程に東に向一る官軍いをゝ江戸城に近つ
きし東海道の先鋒ハ品川驛に入りハルハ慶喜の
最とも驚きて恭順謹慎急りあく自ら前非を
悔悟して罪を上野の菩提寺に待ちつゝ様子を
伺ひける斯くて大総督の親王を降ふを撫てく
虐げ給ふを用く令を諸軍に傳へ函館を痛く禁

第壱編

し給へと城中一ト先つ静まりて諸軍を追ふ
東北の諸国を指し進みを迫斯るものかト横濱
の互市の場所をも棄て難く況して各土の公使
等ハこの地に留まることなれハ外国交誼の中
心と云ふもさるかト無理なりとその事最とル
望けれも人と揮して東に下し横の濱なる外交
を修めしめんとのありとなりて許せるその
時に公の名誉い最と高し外国人も悍々りて故
ふことの知れるハを人ゝ皆なゝ我ら公を
推し置て玉ひ給ふ大隈ハ最も外事に熟練
し其績ぬしも多けれを斯る人こそ朝廷の徴士
か撃けてかの土地に留まりトしめて外国の事を
治めしめらルト必らず御国の為のなりそれ

東洋文庫蔵書

より一人と評議に頓に極まり小帝の允し
を申し受け遂に公を都に招き参與の職と外
国の事務の判官に授け つく武藏守に横濱の港に赴
きて外国交誼を為さしめける時に明治元戊辰
の三月なり
斯くて公は横濱の外務の事を定め行きて厚
く交誼を收めんと自ら任ずる深く小とこの
時まだも人々いづれも他を尊ぶことなれば誰れ
か堂上大臣のうちにて一人然る人と見出し
之を戴く人誰が良からんとなりと思ひ折々
帝に奏すに東久世通禧卿鍋島直大侯と進めさせ
横濱を徳川の正と副とに任じ給ひ共に東
に下向して外事の程を善きよふに計り来れと

仰せられ小公の喜び一方なりに独り心に思ふ
に小東久世殿は是れまで外事の輔佐となり又
た兵庫にも留まりて外事を総べし人なれば之
を輔けて外交の事を挙くるは難なく殊に藩
侯あん事もこれに副いけることあり小方事の都
合よろしんと都の公事を片はけて歩生の月の
暮るし頃関の東に赴きて漸く事を乾り始めけ
ども是に先だち各国の公使は共に在留の外国人
に布達して品外中立あるべきを遍く告げて舊
幕も維新の政府も助けおと諭せる事のなりつ
ル交り最も温なりし事に冷き様なれ小公
も痛く心を砕き正統の政府帝の知し召に維
新の政府あることを昊さに説きて云ことを隠す

東洋文庫書庫

ことゝなく新政の向ふ所を先けくれハ英国公使を始めとし一二の公使ハ何とゝなく心を京都ハ居しれる去る程ハ佛国公使の新政を助けて公使一ゝ関東の縁ふしを今ハはゞき兼ね何くんぞ国むを怨むるのみか殘てたゝく舊幕を扶けて維新の政府をハ抑へんもの心の思ひ隱くし難ぬ事あれハ此つしかハ外ハ頻りに海軍の事ハ傾けなりけれハ佛国政府ハ依軟して相模の国の横須賀ハ船を造れる場所とし て製造場を建てけるに ロセス氏ハ英国ハ漂ハ程ハ如何と彼ハ此ハ力を紛る間に出来トして最早や幕府ハ元治元年の春の頃幕府ハ心

東洋文庫書庫

設けを為す際に将軍職を辞して幕府ハ亡てしのみならず東を平く為めとして軍の取り沙汰迄しるれハ佛国公使ハたゝ斯る様子を我ら公ハ知たゞ何ふと楽しける程もなく一通の書面さ認め佛国の公使の許ふ指し送り早くも場所受け取らん渡せゝと言ひけれと公使ハ何ら言葉を攝へ渡す気色のなトされハ公ハロセスの許を訪ひ種しふ始末を問ひ質し理を解けて言ひけれハロセスも今ハ思ふ到底りハ渡す場所なれと斯く成り行けハ意地ハ止むを止まれぬことあれとまー度と思あて進新の政府と思ふしと小人思ハ帝の政府ハ新ふ始むる事な

東洋文庫書庫

ルハ帝の政府ハ新ニ始むる事なれハ國の費ハ多かるへき事なれハ金ハ最とも困すしなるへんよりしこれ術なしとさて云ふ横須賀の造船場ハ法身等ハ云ふる如く素より日本政府の為めとして打ち建てけるものなれハ法度し申すハ然ることなるへし約束せる金ハハそれを受け取り申さてハ残念なるへし斯角のお望み協へ申し難し疾く五百餘万のフランクを備へ来りて造船の場所と引換へ待ふ〳〵と毒を含めるる言葉の端公を聞きこも畢ると申ぬち心の中ハ思ふ国用多端の此の時を知りいと斯ハ言ハ悪き事の限りなれハ是非もなし何ふとも一

第壱號

一策堂し出し五百餘万のフランを備へし彼れハ裏をくんさせんそうじゃと頷きて言葉の訳ハ此るを今や遅と待ちるれハ公使の言葉ハ引き續き御ふせの事柄一ハ聞き取り申し候ハ直く様金子を調へ差出す法度し申すハ其の時心ハ横須賀とと云ふも畢すとぬそのうちに口せスの気色どことやと驚く眦に見へけるハ斯くて公ハハ佛国の公使の館を辞し去りて我家へ還る道すがら独り心ハ思ふ我ハ朝廷の歳入ハ殆んと皆無のそのの上に兵馬の事のなりるハ猶更ト国用支へ兼ね紙幣を行ふるハ五百ハ思ひ三百の万と餘せるフランクを一時ハ出す良策ハ思ひし

御国の面目を立てやとの子

ハヤス

ものあ事あれとも茲を是の侭行き過きて軽侮
を彼に蒙ふ以後の交際心配とあし斯くある
上は是非もあしよしこの様をハリス氏
不該し今ひサトく金と英商の富める族ゝ借入
れて口セスの約を履まむやとやうてそのもし
正副の西総督ゝ告けまハトせハリス氏ゝ告
けるれい英国公使ゝ此ふみもせて以とまめや
かに心と能り疾く其金を借り出し公の手許ゝ
送りるる公ゝ是れゝ力を得男ゝ得壺ゝ入り
りれい急きロセスの許を問ひ面会したしと云
し入れるロセスい公と出て直一御用の程い何
ゝかるると問ふロセスい性せて我ゝ公いさん候ゝ尋は
申すい飲の別義ゝ何りゝ曷日をや約せし舊幕

東洋文庫書庫

第壱號

の負債を仕拂ふ心ふて五百餘万のフランを
茲ゝ所持して年りれい一一改の耶り侍りゝ
一と言葉短のゝ言しけれいロセスの驚き一方
なりれいゝ斯くて止む一き
ゝ非ゝきれい受け取り申さ〜と〜ふ〜手売
為しさるへこれまて拒みし横須賀の造船場
ををん〜ゝ品を揃て渡しる是れなへ今
の横須賀ゝ我国第一の船渠として内外人ゝ知ゝ
れる造船所の事なりる」国みにそのみ朝
廷ゝ国用多端の時ゝ迚ゝこの場所開ちんもの
なりと評論とりゝなりつれと公ゝ痛くその
議と拆け造船場ゝ三この要用ゝれい此の際も
に用つ一き場所ゝ非ゝとき此ゝ最ゝ怨ゝ迚ゝ

東洋文庫書庫

けれハ皆なりし暁ふ定色みてこゝの議ハ昌日ハ
立ち消へて今の今まて造船の業を他へあく為
し續け十六年の今日とあり人〻公の先見ハ服
しけるこそ道理なり

第壱編

第三回

本領主の會議に邪教の教を論ず

○書面と米を使ハ贈て邪蘇の教を禁ず

柳もし〻邪蘇の宗門を伴天連宇と称して
邪悪の教と世ハ知れり豊臣氏の時代に徳川
音五名高き天草の一揆の起りしその後ハ痛く
制止ぬけるとなれい習の性とそ人〻最と
も恐れと抱き唯さ邪教とそ排けるまれハ維
新のその後も苦しみ同しき禁制を布き地の
如くなれと新奇と如ある人心況して荒廃ハ
天草の餘類ハ今ハ殘りけれハ何時しか邪教ハ
尚をふきてまた〻も蔓ひ
てし遺き難く殊ハ浦上村の百姓

○重き御咎の禁制

此ヲ

第三編

の宗門み凝り固まりて解けやすく説くも諭すも吟味無用、馬耳東風と聽き入るこゝなき中に、小ハそそのせん方書きたてゝ痛く罪せ人事より外みなすべき術もなく困しみ困しみ果てゝ、小ハ長崎府廳を目当てゝ出ずるの筋の屠吏に命じて浦上の百姓を捕へさせ崎陽の獄に繋ぎ留め置く所を仇しけるに斯くと聞くより社留の領事を交へ会議に及ぶべき旨を申入れけるに、日本政府みずから敵視の禁止を厳重に申し渡して詳議を極めけるに、小一封の書面にて領事に対し厳重に指し出しけるに、小

長崎府廳

由々しき大事の起りと憂ふるの心、暴と深く浦上村の百姓を如何み慶應末為せんものなりと案し煩し待ふへ事の顛末為ち度なりと云ふなり。と京都なる徳教局み報ぜしその慶置情を質しけるに斯く報知を聽きして徳教局を彼此此と評し合へるも定まりに皆合し難し。又も宗徒の事なり又も當上みな草み起りし斯く宗徒の事なり又も當上みな草み起りし社会一揆の覆轍み陥ることのみなりゆ小由こし斯き事の起りんし難きのみなりたし朝敵猶ほ東陲に障を頼ふ今日なるふこの慶置を誤りてその美程み行ふまじ折角集のし王政の維新の難く實如何の

させんと憂へ申す斯こ二ツの朝議の帝に心届くて
のよし先け示し完堂上を始めとして諸藩の士
主將微士まで不一人意見を建て総
教向に手段を奉けよと内々
けれ共岩倉卿を始めとして諸侯より小松
鍋島の諸氏まで心を尽くして意見を述へ
免せん前やと言ひけれ共多くは大同小異にて
外国の来朝に関る事なれは先つ一應を谷田の
公使に談判遂けたるうへ魁巨魁に籤して罪を
して餘類を遠き島国に流罪にすと述へたり
けるされは朝廷は諸侯の情を洗谷田の公使に
先は知らせ浪華に帰に招き寄せ會議の席を設
場なる本願寺にて開まける斯こて第佛仏使者

第壱編

都に集まる諸侯の時に相伴ひて浪華に帰に招き寄せ會議の席を設
場なる本願寺にて開まける斯こて第佛仏使者
是の時公は都に斯る會議を列侯の情を義
のり候へと朝廷の仰せ有りしかは
しこまり獨り心に思ふに邪教の宗教を許す
とも許さるとも拒ふまし況して浦上村の百
姓を處置することの云こは設し如何なること
なるも外国人の命ずして内説を斉へまふ
也とし申しまふと拒て
置まて内説の事に彼輩の口を容ることを受けの
へは外事は愈々六ヶ敷しくはゆしの兆光る
帝国の威力を失ふことなる小斯る兆しを逆ち
座く防き止あすは成ふましとやあて大久保木
戸の諸氏を伴ひ浪華にと南に降り

て大坂の会議の席に臨みある斯くて英佛の公使等に相伴して横濱に赴き東久世通禧卿伊達宗城侯等と出て迎へ設けの席に導きて直ちに議事を始めける少焉にして英国の公使は徐ろに言葉を開き邪蘇の教は一神を信ずる眞の教なりてその利益大方なるかたそなりと是れまで貴國にては邪宗と呼びして許し給はず此頃石浦上に邪徒の事の出来邪蘇を信ずるものなりと事慮なたしく驚き立てしのへ如何なることなるや我国にも禁を解き文明諸国と共に信仰せしの教に帰依する善良の人の数

第壱歩

入れ来りしと云へば願ふ所なりけれは列坐の面々顔見合せ暫時言葉もなかりしが漸く口を開き公使の言葉を遮して是れまで起りし邪蘇宗の一揆の顛末を詳しく申し陳へたるへらるを遮據に邪蘇教の云しきことのみ非ずと雖ども中に識論卓越なる者あり礼儀を弁へ言葉を慎み

[illegible]

[illegible]の説の時[illegible]和の席に出て決[illegible]み[illegible]宗り声高く叫ぶ[illegible]上の村の[illegible]係れる處迄ありしかとて[illegible]の内改め限れるこ

と不假ト して貴國ハ偖ること不りぬハこれ不
命やかゝる貴敵等の云ふへきことハ
しきれハ今日お互に議り今ふ事柄ハ
邪蘇教の禁と許すと許さるへ
ものなれハ拙者ハ無意見のけるを
の宗教ハ邪正と弛の不相
教ハ真神と信ずるの
本ふ国ハなし我日ハ昔しの
の神ハ臨み見て八百の萬ふ餘る小ハとのうへ
別ふ眞神を尊ぶ入ると詭ると不し況して数るの
年月を今ふ及ひて我の国ハ重き掟と志ふ
けれハ人の心を何と在
く驕ると斗りふ思り行きて国と治むる為あると

東洋文庫書庫

第壱號

妨けなきことなれハこの義ハ手ふ受けくし
難しさハ拙者ハ云ひけれハ今まて陳き各
国の公使の議論も何と在
れハ公ハ国土乗り尚ほ受けつし難
きさまと述へやあて公使もその議をハ事ふ托
して止めけれハ事ひと平にこれを
ゝて美けれ事ひと平にこれを
公の名声を益ふ朝廷ふ聞
聞ふ松葉の諸氏ふ松轉の諸氏ふ並へて大政ふ
参ゆることハ不少
去る程ふ邪教ふ係る禁制を漸〳〵
ゝ又と各国の公使等ハ新潟と江戸の貿易を開
く期限の過まんりと以て嚴しく

東洋文庫書庫

日本財政論

なる德川氏の言葉烈しく迫れば朝廷は果て
も心を決め早くこの様子を付け由い
起すべき様子しゆさの
せざれば疾く東下の命令
仰せかれば公は早速
東下の為
各国の公使の言葉を
聞きたるうへ
港と湾の地と
迫る三月の初の頃
同じ事の如く
欲望
江戸の市中の
と清
謀と
聞けば
とても貿易の利益
なるべし

第壱編

法猶豫なりまた朝廷は急き朝敵を討ち平け
て貴敵等の望を疾く
待旅
使し無理を言し
約束
いよし徳川氏
朝敵
彼れ
の疑念を晴し呉ずして我り朝廷の信
實を外に示すの道なりに聞け江戸は舊幕
の殘徒り上野の山に據りて
なる
時に
れば
便利と
りつ
江戸
放の

二公ハそのよし具さに徳川家の完了仰せ上け小て早く発するへき旨を申せ合たるへし又て其ハ外事の切迫なる断なる事なれとも大村氏ハ迅速出発し給ふ為の為ハ慶喜ハ使を江戸城の大御所に遣はし書面を以て急き使を江戸城の大御所に遣はし書面を以て急き使を江戸城の大御所に遣はし書面を以て急き使を江戸城の大御所に遣はし書面を以て急き使

第壱號

公の書面ハ指令ハ達しけれハ大村氏ハ領きて
ものなきぐ平け懐ハ沒して外事
の始けとなるへき事なるハ沒して外事
のなるへきの欲成ハ為ハ事て猶豫
ハ清ち敷ハ直撃ハ為ハ意ハ事と言ひたり
る斯ハ熊軍ハ二番隊ハ進ハ上野なる山ハ彼
ハ此ちと分り囲みて攻めたるハ彰義の
隊ハ今ハ中ハ東ハ文へ
ハ問道ハ拔けて渡へ命に散
ハ静まりハ程ハ江戸の市中
き各国の公使の許ハ知ハ せ漸く市内
地なる鉄砲洲へ開きける異人令の
ハ居留の土地と唱へける海

東洋文庫書庫

[illegible]
斯くて開市の談判をなし
さも新の事[illegible]
朝廷ハ急き我ハ公と都ハ
判けんと仰せ付け秋の朝
如く外國の事の侍きし
ませい此ハ出てたゞし
かしも捷メ[illegible]仰せを頂
何ちと[illegible]去る[illegible]月の中の頃[illegible]肥前の國
の長崎ハ最も急[illegible]てきし[illegible]時[illegible]幾景逆
人の表を[illegible]て英國[illegible]人[illegible]
[illegible]殺し[illegible]事[illegible]
[illegible]限りなく[illegible]
[illegible]時し言葉も[illegible]

東洋文庫書庫

りしも斯くて此ちてもとゝ[illegible]ぬハ結ひ[illegible]
てまさ[illegible]の類まを[illegible]ぬハ何ハ
とゝ[illegible]土佐人なるの評[illegible]て板垣後藤の二個
ハ情と知り[illegible]と聞[illegible]斯くと聞くも我
の[illegible]と[illegible]と驚き思て[illegible]
なれ[illegible]為めなりし事をく[illegible]
書きて[illegible]のふて[illegible]板垣と云し後藤と云
しみな中興の功臣なれハ[illegible]
べし何ハを[illegible]ハ[illegible]
きてそのまゝ[illegible]と取[illegible]
さん[illegible]ハ[illegible]
るゝへ瓊の浦なる長崎と[illegible]
[illegible]英國の公使ハ自ら下軍艦[illegible]

りを抱き君へ奥州たることを小我の朝廷の處置なりと云ふべしと云ふ思し待の待ち川の風情なりて自ら甲斐なく土佐に赴き暇しくふを待ちて土佐の藩主も驚きてさることを知らなかりつる後に成り小西下の前に我の公は土佐の老主と決して寸毫意見の相違無し西下の意見の相違ある時の考へ其上なるべきに長崎に暮しかりける程もなく長崎に暮しかりける程もなく長崎に暮しかりの暗殺の有りし日頃の有様と独り此れ見て不礼しけるなるの形跡に何と也や土佐人なる一歩似たるものなるを小と定むる明白の証拠を未だ手に入れに至し煩ふなの陸をふふとしたる

第壱編

事件は眞の罪人を土佐人にて福岡藩士の某
曰なりと昔と明白に知れ小川は公の妻し大方
たるうへ急ぎ人捕へ世嚴しく礼し獄閉し
小も罪なれてそのまし斯と英の公使の許に
きし迫り怒りを露小上げたりる斯
の罪なる人の跡なれとされは英国公使の
意しの小の跡なれとそれ故ふしも
剣さ然の小の意しても果ての扶助の金を小殺さ
小し人の遺族に與へり小に公使は小も懇ろ
ふ公の辛苦を察して後しは頓て優まりる是
小実に成辰の年の八月にて公は此時外国の官
の判事と務めける

遠ち罪人取り押て犯のる

第四回

外國官の副知事と雖も外交の紀律を定め会計官の出仕員を兼ねて帯刀を論じ藩籍奉還の議を賛し倣的改革の説を主て国の財面を重に耶蘇教を大坂の命議の帝に奏して英国の公使横須賀の造船場を取り還し開市の期限を延せしめ人心の疑惑の難事を世に知らしめ朝廷の憂ひし耶蘇教の事に係わる交判を事なく無けれ共濟しかり小公の紀律を内に外に知らしめ度事なれ共内を外と共に偽き直して人心の智眼を開かんとする小帝小公を外国官の副知事に進めて外交の機密をとり

知ぶのゝる斯くて公四の后の恩知遇を
堅く感佩し一入力を外交の事に用ひて外四の人
紀律を立て定めつゝ東京に住まゝる地を畫け自
由に任せて禁を解き追て交誼を海外の
諸國に而し尋ねける是の時英の公使パーク
ス氏佛國の公使ロッシー墨西の公使ヲ
考ムオブラント米國の公使ヲ
士ルクの伊太利亞の公使ヲ
陀の公使ヲ士ルスツロッツの諸氏ハ
外務卿を訪ひ陪席の情況の手段を用ひつゝ無
不敬を物ハ和ふるのみの佛四公使ハそのひ
前後及四ヲ駐在して彼の四侯を惱ませし手術を

第壱歩

ゝのまゝ布告し我の朝廷をも
ゝ欺みりれと公
ゝて我の國の名譽を
政の実力を事の無
公使を出すとす我の動
ヲ日ゝ不得
斯くて公ハ全自の智力を奮ひ外國の交誼の
事ヲ用ひ内治の事ヲ深くし思ふのまゝ
ヲ我の國の威望を外ヲ表ハし
ゝ殘念ハ書キも言ハるす小ハ
る限りそれ中ヲ公の最とし心
を用ひ内ひその改革を急ぐ
勢ゝ起りし事柄を流通貨幣の改鑄し内外の用

朝廷をも強ひ
ゝ中ゝ捉めみ
ゝ様ヲ扱ひ
ゝ恢復し我の新
ゝ表ハれハ各國の
ゝ敬ひて交誼も
ゝ財を費ス
ゝ感な
ゝ心
ゝ朝廷

港湾の取締を一ト[illegible]まハ便利ハせんとのと思ひ出たせし[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

東洋文庫

[illegible]

[illegible]

[illegible]

会計の石の出仕を兼ねたる小自と責を重く
なり今ハ自ら其の局中者りて貨幣の制を正
し[illegible]日頃の思ひと違さんと心の中に禁ぜる
法ハ公に三岡氏を[illegible]して浪華の仕組の[illegible]
て見ハまて為せし造幣
し三岡氏の意見を[illegible]
ハ三岡氏ハ[illegible]の形に倣ひ四角のとの
とハ[illegible]と朱両の種を用ゐん意
なるまりたるやと[illegible]
解まてらハを[illegible]
[illegible]
[illegible]

大隈公義侯得義侯得

大隈公義侯得義侯得

[illegible]

[illegible]

[illegible]

を唱へ初めつる小御所の事しとの〜へなし
たり意の底ハ如何なるとなしと
ト云ふも角なる上表ハ
誠實の事ども
て[illegible]ト云ふも藩士と一度ハ
へ為すへき術なし
云ふも失けまじ
[illegible]義脱岡を還し奉る首唱の人ハ
[illegible]ハ[illegible]を甚しとも嘉みやかに
主ふも脱岡を還し奉る義を一ら賛
成し四藩出兵
となり明治元年の平月ハ公ハ水戸大久保井

[illegible]の年の初めの始末

第壱編

上

上後藤の活氏と謀り各〻藩立み申し言ふ
名高き版籍と題しまるの上表を朝廷に向け
て指出しなりその上表ハ[illegible]の文章
も斯〜とぞ世間に傳へ
匡等頓首再拝謹て以下近世事情三篇三十六
葉ら〻四行ふ三十八葉〻ら六行[illegible]
表の出てたる翌日ハ朝廷ハ四藩の脱藩を赦み
し給ひて速き決定の事ハ公議ハ
してその請を決するなりと宣ひしなり是ハ
ん藩籍返納の首唱ふて我り邦ハ限りなき利
益を蒙へし事なりなる次第ハ端しふ就まれハ
斯して内治の事柄も次第ハ
公を心ふ思ふまふ内治ハ専ハ幕府の仕ひし傍

（明治二年廿六日）

東洋文庫書庫
東洋文庫書庫

約の正理に変るこの条
る事なれば小い言なれば斯る不正の條約を
早く正さで過き去れば御国の利益少なくて
煙となりて散り去らん思へこれを改むる期
限を既に迫りれば主我の国は隙取の用意
を怠へその時の隙備と為すこれんと也の
て議定参與の諸氏は出て思し言ひ
御身等も知らるべし外国の交渡は甚とも
難し事難し況して幕府の法ひらる和親の條
なれとなく不正不理の事なくそが為め御国
の財産と御国の利益を損傷して言ふ也恥
と嘆ぜるべし邦は獨立の権利と云へるこの
なりて自ら主となり自ら他の例に平等の

第壱號

住置を保つい萬国の共に有する権
利なれば小い外国霸者の御侮の留まる国の法律
を守りて之れに服従し富まる国の法律諸法を
の国法を敬ふ戸国善悪の事なるを限在御国
を覇窟する敵夷人さへ自ら法を齎
ふして自ら沈むの弊害ひ悪さる意を
事なれば況して諸国と協同して国と収め
他の国の財を猶ず理の如く御国は戸国接
通の事なれば国の自由なれども
るを如何なる條約面は云へと甚と
功かふ書き載せて獨立国の有名み専有りへ主
故の権利を保せて權利
利益なれば小い不當なるの不
利益なれば朝廷なるこの時は国の

東洋館書店

脇厚と協議を併せ費あるの事なりと斯くとは今まで国人の知らざりしところなり仍て復み行ひ難き斯くも不正と知るべし最早也必猶豫のなるべきも指折りなるべし五四年の内なる者を改の得へき時来るべし朝廷はこの時を準備をなすべし用意を怠へて期限に及ぶべき早く舊約改めて御国の脇厚を協議を恢復すべきを願すべけれ駕なるべと述へるべし議定参與の面々はみな我が公の建議をさとうと賛成るべしあて外国官は仰せられの條約改定をなすべしあの正す事柄を掌ぶべし事と成りるべし準備をなすべしあり。是れ実に明治二年二

第壱編

月の事なり。この後ち公は南部藩に帰国せられ藩政の改革に尽力せられ時々上京せられ公用に出られる

東洋文化研究所

第五回　副

民政の調査に従事し民部官を置き
会計の知事に副任し會計官を統ふ
事務は會計官の副知事に任ず
本は軟質の素材を
模造の鋳造を
紙幣の印刷を止め
造幣の器を設ける
印刷の器を
王政維新の初に内國
置きしと戊辰の歳の閏五月の末に
制を改め
會計官の民政司

一の司を設け府県の事務に係る事務を
設けしめ十年遂に廢止し更に奥羽の戰
亂その平定に及ぶや北海道の事務を行
はしめ地方の事務を行はしめ内地に於
ては府県に民政に関する事務を
ゆるし遂に廢止し一
歲近き經驗に獨立なる官を置きて地方
の事務を行はしめ今更に地方
議定員を設け議定員の選擧に
關する法を定め朝廷
は公平の權を
ふるはしめ
議定員の選擧
權を
朝廷
は
議定員
人民
通達
議案
議案
議案

年のころの間より接て置まし
維新の始め朝廷十八国の用度は
して東北諸国ハ戦争の起るハ費
ハ極み至りて支ふ能ハざる迫りし有様
迫りしの有様ハ実ハ京ハなること
ハ人のうハ●の為ハ急を救へ
ふあるとして戊辰の年の閏四月五千万金の楮
幣を造り出して使ひ始の十三年の末の洞通
用すんしと会計の高ハ意し
てこれを使ひしかしてこれ
人ハ貨一世へ利子と弟子と収め出
を業興せ命しるる斯
株幣を
こと
太政官●札と世ハ知

東洋文化研究所

ハ内の大蔵を移り身ハ引き受けて
用ハ外ハ諸国の衝ハ立ちれハ任ずること
の基と深く鑑りて外国官の副知事を罷りめ
つゝ会計寄ハ合けの副知事を兼ねハ財務
も兼ねる事を任ずるとこゝ
ハ庫ハ申ハ戊辰の初めハ公ハ
の使ハ奉ハ金使ハ紙幣
別ハ通用ハ一と盛ハ早く会計
官の章程を定めハ
旨ハ税出納用度
ハ帰ハとこの官の被官
斯くて
維新の初め朝廷十八新ハ政事を親ハし数百

三枚

第壱号

東洋文化研究所

ルに去る十年の頃まで猶ほ折りく世ホ見へし粗造の紙幣ガ出て不換なる是の時朝廷ハ政権を改め修して我の國を治め修て天下の民ハ猶ほ朝廷の德を仰ぎて暫く疑ふ時なり陸奥國の札ハ信用を失し果て事成りて又た集債を換へ紙幣の人心を惑ふめハ楮幣の価値易りに金貨の價比較して五割の多きを低く不換紙幣の常として免れ難き傾向なり殆ど暴騰の命令を隔り行くなり是ハ如何なる國の積み換せ減する見積みなり入るへき租税入ハ僅み一万を超へるに入るへき勢面み乏し第四国しみ困じ果て出さんとき

第壱號

ハ楮幣を減ハたハさて捨て新ハ五千の四万分の楮幣を増ハ増ハ消し過きなんと疑て為の間を濟し過きなんと疑て為の後を決しらるまたきハ楮幣の信用甚さ薄く人心嫌ふなるハ増せる洋銀ハ一下落ハ下落の比例届ハ他ハ他ハと布令を影響して金銀と紙幣の間ハ行違ハ通ハ行みるハ

東洋館書店

と效しなく金と紙との隔りハ開ハ廣くなる成りハ斯る中なハ我の公心と外事の事を成きハして会計官四方ハ会計官の事を成きハして会計官四方ハ仕ハ小ハ小ハ四方ハ熟て副知官事ハ仕ハ小ハ小ハ心を財ハの事ハ用ゐて他ハ此ハと心を砕

東洋館書店

り思ふに我の国は三千年を経過せしも未だ
ふ行ふへと雖も国知識の幼稚なるを如何
の紙幣を発行し斯の如き国をして
たる業とは思ふに況て現在格幣ふ
世間の信用厚ふ五割ふ劣ふ下落とい
端も力なる事なりしさふ一旦これを発
行し一国の費用を一時ふ支へ事なりしも
事ふ似の如之を引き上げて金貨ふ換ふること
と難しさふるもこのまま捨て置ふ下落の
害ふ止まらとなく物の價ふ移り行き国の衰微
ふ陥る益さ之斯くて我の国
是ふ於ける王政の徳を天下ふ示すべき事ふ

第壱號

東洋館書店

コ事の限りなれ以て残念の事なりと雖て朝廷
ふ申し出て金銀と紙幣の間ふ差ひを付けしかと
雖も此れの間の利益を納の時に於ての官の出入を為す時ハ両と両
とふ引き換へて金と紙とを同一の價のものとい
ふ為なりしふ一ト除ハ紙幣の常ふ流通の信用起さハ
やと千年の年月心の中ふ思ふふ斯くなる上
ハ仮ふ妨害の業と行ひて一時を凌ぐなすと
ても到底ふ滞りなきふ斯ふ於ては新ふ紙幣
の業を建て不換紙幣と一変し金銀換紙幣の
できるものとなし先ふ決せる平年の内ふ模製
の紙幣を為ふ中止して十三年の限りを通

用期限を定めて四年の間に悉皆これを正金に引換へ其後は低幣は其価値の利子を拂ひて所有主の安固を為さんとするの趣朝廷に申し出て帝の仰せを奉り態て左の布告を天下に向けて布令る

金札の額八十三ケ年限限て発行する三十五億弗五十ノ布告ノ通り任事とす

金札引換之法

斯くて公に金銀の貨幣の形を品柄と大異斯くと定めつゝ同年の六月に横浜に東洋銀行と約を結ひて造幣の機械を購ふ事柄と金詰る人を雇ひ入る事とそれ〳〵責任して女

浪華の堂島の川崎に造幣局を設り建てゝ真貨を鋳るの準備とす強く限りなくの貨幣の制に係る横浜なんぞ公に貨幣の制に係る横浜なんぞ公に貨幣の制に係る横浜なんぞ公に

第七回

東濱の鐵道を障碍の向き布き俗論を排して鐵道を開くの議を持し陋説を拆へて電信を建設する説を構た

第壱編

第六回

通商司の事務を擔ひ貿易を勸め歲入出の概表を作り会計の落を較に民部大輔を受けて民政の改良を謀り大藏大輔を兼ねて民藏の論議を行ふ

我の大日本の國勢を熟〻考へ特ふ其富を通する便利を計り其の數易と多りとして數へ難きを中ふ三つの大なる便利を一ふ地理の便利惟しみ者此い我の邦ハさらに他の海上ふ浮べる如く四方八方ふ海を隔てすることなれハ十個のその中ふ十全国を除きなハ皆その海岸ふ臨むまゆ国ハ何ふもりしさるしふ海岸ふ臨むまゆ国ハ何ふもりしさるハ水の運の便利より中さハ世界の陸一と云ふ

もめ〳〵廣ケ原ハ
遠地し事の為ハ
こゝもはゝいまゝ徳川氏
と外ニ絶ちハ絶ちしゝ
ゝも天地自然ニ備ハる
ゝも今も同しきゝとゝ
ゝ国ハゝの利ハさなら
ゝ無き所なきと知ル
ゝ気候温和の便ハ
便ハ柳も
大切の事柳ハ
候の熱
多ゝ
の物産ニ
ゝき国ハ
ゝ国の気候ハ
海の穫ゝのハ多ゝ
候ハ肥へて
の蔵ニ
ゝ冨の出ゝ
ゝ人ゝ
なる事も
ゝき時
為ゝ前の便利
ゝに一たゝ
田畑の豊ニ
して
ゝ力を
ゝ無ク
ゝ地
ゝ力を
ゝ利ハ
ゝ国ハ
ゝ地の
ゝ二つハ
ゝ地の豊ニ
ゝ肥ハ
ゝ国と通
ゝ国ハ
ゝ物多き
ゝ国ハ
ゝ山と海と
ゝ通ス便ニ

し之ニ引き返へ我ゝ国の気候ハ
中央ニ在リて温和の気候ニ満し況て山の富
海の穫ゝのハ多ゝ山の富ハ豊ニ饒ゝ地
候ハ肥へて暖ニ
の蔵ニ
ゝ冨の出ゝ
ゝ人ゝ
なる事も
ゝき時
為ゝ前の便利
ゝに一たゝ
田畑の豊ニ
して
ゝ力を
ゝ無ク
ゝ地
ゝ力を
ゝ利ハ
ゝ国ハ
ゝ地の
ゝ二つハ
ゝ地の豊ニ
ゝ肥ハ
ゝ国と通
ゝ国ハ
ゝ物多き
ゝ国ハ
ゝ山と海と
ゝ通ス便ニ

響ルの海外ニ響キ渡ルことなれハ政
の進むハ易くも易き事柄ニ斯くまて三つの
便ありとハ其ものの利ハ国の力を振
ハ易く易く用ひ方ハ国の力を振
ハし国土の位を進む
る事なり況て海外の通商ハ有ると無
きとに通する人智を進むる術
術と易くも知ること
已の春朝廷ニ斯ると申出て既ニ開ける貿易の
地ニ通商の事務を司り設け備へ
通商の事ハ国内外の便を謀り
貿易の国ハ交り深くなるとなる
きたりなる斯ることのハ
ハ利の公ハ会計官ニ轉

第壱編

任し理財の事を自
執ふ為して
勧ふ商の心ハ
名
船を
廻して
延ニ出して
国の官ニ属せし通商の事務
外国ニ
権を付け開港場ハ
けりの左ニ列ハ
朝廷の
たの如き事任の
今駅会計官富ハ第四第二百六六葉
斯る干渉の政界ハ今ハ
ふへきことの
ハ表ふし事の実を
見ハ古き慣しの
し自由ニ競ふ
商人
萬の業を専ハ
世界の事柄ハ

東洋文庫書庫

於詩

歳入

八萬

八方

九萬八八方

[illegible]めまゐらせ[illegible]こと多き[illegible]已おみをまれ[illegible]なりいろさ[illegible]小事の進みて商業も漸く[illegible]悪を脱[illegible]業務の正[illegible]すみ活して[illegible]分を[illegible]千歩の正事の異を[illegible]けし老小と人とん此の巻の第ミこの四冊見る[illegible]非千歳の説を主て政府を[illegible]豫め[illegible]費用の高を知[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]一歳の入を[illegible]用度を制[illegible]財を[illegible]計て[illegible]の出と定[illegible]道[illegible]甚と[illegible]堅要の事なり[illegible]小公工小[illegible]会計の知[illegible]事を受け[illegible]し後ち直ちに[illegible]侍小人[illegible]朝廷の歳入と歳出[illegible]吟[illegible]を計へ[illegible]概要の計表を作[illegible]

大

第壱號

[illegible]ことハ[illegible]如今[illegible]の表の大概を掲げて見ル小歳入小米[illegible]百九十八万[illegible]三百[illegible]十[illegible]と出る費小禁中[illegible]十五万石行政神祇外国刑[illegible]法の中官三百[illegible]の万の上小上り[illegible]出て下小示せる計表の[illegible]ハ不足を[illegible]ハ出

歳入出概表

一金現米百九十八万千三百五十石餘

一銀

一米三百弐十四万六千六百六十石餘

内譚

現米十五萬石

禁中、皇太后宮、後宮、

現米三萬石
現米十二万石
現米十五万石
現米十三万石
現米三十万石
現米五萬石
現米六万石
現米七万石
現米二十万石
現米十万石
現米十五万石
現米十七万石
現米十二万石

神社營繕費
行政神祭外國刑法四官僚生徒公費所待遇
民部農水利橋梁駅逓牧牛馬物産其外會費
会計官造幣鑄造費官廳旅費其外同
軍務海陸軍用費
學校及病院所
病院官院
製鉄所
諸官月金
京都東京大阪三府
諸縣月金諸費養廉
官公卿及中下大夫其外俸給
降伏人及貧民等御扶助

第壱編

現米十三万石
現米六万六千石餘
現米三十万石
現米二十万石
現米三十万石

内債利
（元金三百五十万両一箇年利分）
（割）
内外債三千万両十ヶ年賠償金
賞與
非常豫備防衛入費

差引不足

一米
公私ハ一人の心を配れり彼れと此れとの
急きの取事を節制し生活の利益の
雑税と加へてその数の国の費を支へ得ること
ハ必ず米をもって基本とし物産の始めとして
この後公ハ国をはじめ改良し十
四年の後ハ一人一年の産業の米を一人分
と整定し

東洋館書店

四の中にて後世の事務を知るべきなり
斯く明治二年の秋に至り朝廷は又も官制を改
め復し太政官神祇の二官を置き
外に民部と兵部と刑部と
大蔵と外務と
[illegible]
[illegible]
[illegible]

を建てゝ第一の斯る大切の政事を差き示施
さるべし　なお左ふしと猶り御心を領会し
ゝるべし　斯くと申しゝるは朝廷ハ公の建議を
を以て小民一通の建を以て布き布
ゝ勅を定め治民の勅を諭し
の規則を以て稱ゝる大事ハ安くとゝ也
同ゝ傳ゝる

民部布規則

一民政ハ治国憲法第四第二章ノ八章ノ中
朱墨(一)ヲ加ヘシモノニ書キ改ク
斯くて公ハ民部の官吏を黜
陟し漸く内を治めゝ租税留意通商の司

東洋文化研究所

移して
を東京に　この者の被差遣ひ民
ハ係ル政
処ル組税
ゝ事務と交
小民部の者と大死と別ハ事ハ
設ゝる不便
ゝ困し果て
ましゝと朝廷ハ申し上げたゝ
諸人の手義と思ひ民部の者と大死を一
ハ会地ゝ
大死の御を兼ね公ハ大死大輔ハ並任ハ
ゝ漸く不便を避けたゝ

東洋文化研究所

東部兼大蔵の卿松平氏ハ大学の別当ハ小公ハ大輔の名目を彼の民部と大蔵の事を兼ねる事ハ御制定ハ二十名内を治ハ事柄ハ一人カを以て一公ハ官吏の御制を定めるこゝ小こゝ通候の定しくて自然引き上ハ難儀を訴ふ彼の輩と高く抜て置き銀候ハ手ハ錆り初めの時雑きを陳述ハ秘密ハ言葉ハ公ハ坊ハ言葉ハ公ハ通候と製造し紙ハ文札ハ引き換へ回復用せの通し院ハ使てる文札ハ通へ廻て通用の司ハ人ハ民部の御制を発行し太政官の大札ハ引き

増田長雄

東洋文化研究所

換へ用ひる こゝ 十月ハ以て 制定を止む 明治の三年 の時院ハ製造し用ひし紙幣の使部 俗称ハ七百五拾万両と世間ハ傳へ知ハ小ハ 断り中ハ我ハ農高 ハ洋製の船を所持 拵と定めハ世間ハ上の御制作し取り引き と容易く為ふしの作へ ハしと朝廷ハ牛ハ中 し述へたれハ粗も そのうちハ 二年作 ハ行ハ如 して布告ハ出てたり

東洋館書店

第七問

第六問

保論を排して東濱の鉄道を敷設し電信を架設し東新京の道路を開拓し柳条湖の溝を浚渫し市街を

陋説を排して鉄道建築の議を決し

浜論を排して鉄道建築の議を決し

陋説を排して電信架設の事を實行し

天皇の勅命を奉して外債を募ること

仰信を信じ国債を募ること

戊辰の始め八王政を復古し我の国の面を改め更へ

大き変革を除き況して我の国の面を改め更へ

たるを以て復古の形り汁法の朝廷の上に

頒ち以て王政維新の四文字八王政復古の作用

三ふとなく王政の復古上稲へけることハ

て世の中八自つと変ヲ立ち遂り折角政面改

東洋館書店

第壱號

東洋館書店

めし事も以つしる後ぢぎり制度ハ[illegible]大要の
大綱なりし形ハて神祇の宮ハ太古の宮ハ越へ
四海作と占めて居るこのみの事〳〵多く鷹風を
墓ハ心の所やまして夫を懷ふ國是をハ法ハ定
めて年来の望みと異し強ふかりんく宇宙の時勢
ハまと時き蹤累の旅ハ頭をハ都ハ又も頑固
なる輩でるの居所となりんに非ればい公
ハ心ハ思ふまハ秋ハ國も古しめハ鎖港して
外ハ面をハ[illegible]ハ小宇宙の進みを外所ハ見
て自ハ下[illegible]て守り保つもすけハ[illegible]も一旦
下四の領を解さ海の外なる国と和親を結く
る上ハ[illegible]ハ等しの宇宙の進みとハ外所国ハ拭
けて通〳〵へきの絶交して我ハ国人ハ外所事とて

東洋文庫書庫

知ハ如拙りとなりて斯ハ宇宙の大風潮ハ
て以第一條[illegible]
本[illegible]
ハけハふきしさハ此のきと速ち早く斯ハ潮の
事ハこと導きて御國を開く術[illegible]
為ものとり今ハの使官をれをハと[illegible]ちすて
東ハ復おとハ庁ハ腔ハ弱き事をハ夫を攘ふ
国是とハ豊みし人の[illegible]
止ものハ事ハる[illegible]彼の[illegible]の
豊の勢如ハ何とをく強ふ[illegible]ハられを挫くの
妨業とをへハ出して抑へハハ御国を誤まる[illegible]
[illegible]なをふなしと聽で伊藤
俊輔氏ハ説しつく二個ハ[illegible]妨業を考へ居る

東洋文庫書庫

り殊勝なれ斯くて公は伊藤氏と共に思ふ
よ彼の輩の夢を小斯る其酒の輩と事
ふ對して宇宙の大勢と云こと云ふと説くも
到底も国家の為し得まじ云ふ我の口を
説ふたのみの男くよしなき思を引き興
し面倒なる事なれば何者の訪者の
事なして我が国の未来を利すへき事柄を為み起
して彼の輩の方法を暗ましめんせて
ふより一の炬火を掲けて次に彼の輩を辱
く術を設けて斯る老ふき傾きを支へ起して
我の国を救ふ術なりつらんを小付きて
鉄道と東京と横濱の港の間ふ取り建てて通
なる事と電信と車と濱とふ通すふ暴もル

東洋館書店

第壱號

ふの急務なれ顧み看ふ小鉄道の益きさ
なるふ一なるふ数へ初ふ限りなき事ふ小待
ふこのなれとなる利益を小為ふ為して
挙けみれい東と西の交通を便利ふ為して彼ふ
此を通まるの外ふ饒なる土地の作りを商せ枕
ふて多き地ふ移し来り貧き土地もを小ふ
為の力を伸して富むとの出来へき事の外已
すふ所ふ能ふを移し
して轉して喪ふ横へ
すふ術なるふ小ふ
此ふを通しなん行旅の往来と為く東と東
の交ふ日ふ頻へく成ふ往きて風戸口ふ成ふ往り
愛施し面農業工業商業ふ盛ん成ふ往り

東洋館書店

ん間けハ歐洲走廻ハ鉄路と電信機と神ぬ不思議の働きを用ゆし後ちハ東西の交ひさなら
ふ隣の如し誠密ハ海の底迄自在ハ通し国土の広ハ
日々ハ開拓せらるのみとなり我々国ハ土地ハ饒ワ不肥へ厚し気候ハ暖
の産ものハ山の物場を[illegible]ふ宜実頼中和ハ海
ハ人の智識ハ知識ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
思ふ[illegible]ふ割き換へ国力ハ[illegible]ハ[illegible]
のかハふて人ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
の不便ハて舟と車の便利ハ[illegible]ハ[illegible]
言のまゝハ通ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
不堪ハて外ハ表ハ出てハの弱ハ所と知

東洋文化研究所

東洋文化研究所

ハ[illegible]ハ此の[illegible]除き東京と横の宿とハ鉄
道と電信機械を[illegible]建て[illegible]今ハ大阪の業の発
ハし夢を打ち破し[illegible]ハ彼此の通路と便利西と
東の通路を開きて我々国の[illegible]文化と富を共
ハ進むる術とハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]と
ハ[illegible]ハ伊藤氏ハ[illegible]ハ[illegible]ハ公
の徳と賛ハ我々国を老ふき陰ハ救し場ハ文化
の徳ハ進むるハこれを捨てゝ他ハ[illegible]と心を
込めて覚めハれハ王個の建鬼公ハ伊藤氏の建
器と使し二個の建鬼ハ[illegible]ハ[illegible]ハ朝廷
ハ向けて上ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ大隈伊
藤ハ新奇なる事を[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
しりハハ斯ハ[illegible]ハ[illegible]ハ朝廷
ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ大阪の業ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

雖ハ驚くことの泥りて斷る新奇の事柄ハ國を
沒ます沈いて一利たも事のみなりて利益
國に遠きの事のみの能万の金を入れす
て出来ぬへき事に陥ちれハ中〳〵我の國
力に及ひ難収よしなき建議を〻〻しりと
交〻これを深し合ひたるハ朝廷和の人
等の建議に左袒せに或ハ戊辰の戰爭の餘痍ハ
未〻癒てやうに國の用度ハ窮すして上み
も苦に困まり入る時に陥ふりふれハ
事の勉めて大き仕事ハ沮つて國の力をハ
強ひ差に時なりと或ハ流事の
仮ま便利ハ便利なれ後の差れ
ハ國に多寡の別なれハ歐米諸國の足例とを

東洋文庫
第壱號

のまゝ移し推し斷る新奇の事柄をこ
て民の耳目をハ突然驚ぶしまり寧その
事みこれまてのまゝ次第
に文化の領域に進まゝ
ハさるゝ漸くに等の建議ハ今ハ也朝廷の
外に進もれ民甚とも
藤氏ハ動きるやうに斯くまて力を盡し我の國
を第に作業に敢て怨に敵ハ誘ひ也まる
てこの議論ハ行ひ御國の位置を
朝廷に用ひられ御國の行く末へ心を
とし徹底に反對の議論ハ解合し強くとも
御國の為めに我の力の限りを持ち耐へ
是非まことの議を行ふ捷勇なる二個

東洋文庫

望みて甚しく不前途を持して捷みて朝廷の[illegible]
[illegible]と[illegible]の不構ふるを斯るものの如し朝
廷の公と伊藤氏との[illegible]
[illegible]心を感ずる心出て来りさるに木戸文久
保の諸氏おけるて離絶迫迫のあることを聴
りて見れば二公等の建議に我国を危
ふき任置ふ敢し後を美くするに術なくしてこの
へなき事なりと思ふ心の甚と迫り離れて
の隙を焚けるれば[illegible]反対の漫論も
次第に起て二年の冬の十一月初の十日に
我の所に鉄路を築く議を内に[illegible]
国に出り入るとき費用を英
[illegible]

東洋文庫書庫

築壺歸

[illegible]
の公債と[illegible]
[illegible]
斯くて朝廷に皇帝に一冊の宣示を外に[illegible]
し我の邦内の[illegible]道を建
築為すて我の国の利益と[illegible]
なりと宣[illegible]公と大蔵卿の伊藤大輔
伊藤の氏と[illegible]
万ホンドの公債と就動府[illegible]
のかに我の会[illegible]伊藤の諸氏と謀り合しるものの
又日本に渡来して游歴する英国の紳士の一
個に神為とする人のつ[illegible]英国公
使の[illegible]

東洋文庫書庫

公債と英國表ミ抗議の事をそれ〳〵汽車
鉄道の線路ハ琵琶湖水付き沿ふて通じ淀川
為し一の線路ハ琵琶の湖水付き沿ふて通じ兵庫に到り
横浜ミ通じ大阪ミ通じ淀川を経ミ流れて斯〳〵して
公債ハ英人の為めに為して百万の外国債
と借りかへ年の内ニ置き三ケ
年間の供ス百万ポンドの公債ニ置き三ケ年ミ
一割ハ今の利足とい拂ひ外国債
海関税と鉄道の收入金とを引き足して外国債
を正当ミ拂ひ債ハ月産を以ミ拂ひ
九〳〵
鞘る程ハ引き受け英国を指し置〳〵
為ハ
兼ねて備せる金額と就て計中ミ夢ハ中を

しりふめ事ハ明てその
ハ痛くもその所為を責めつゝ少しも汗し
せりハ為ける件をして責任の約を解き
拂ひ更ハに夢債の事柄をオリアこテルの銀行
ハ拂ひ終ハ百万のポンドミ為る斯〳〵オリエンテル
の銀行ハ朝廷の委任を快く引受申すのミ
なるハ為ハ為せし一割ハ利拂ひ
ハ過分の事ハ待ハ年〳〵九分の利足ミて夢
ハ化金を出さゝと迄ハ殊勝ミ言ハれハ公債
の事ハ一方ハ驚ク
俗説とハ拂ハて百万のポンドミ為る公債を
借り入ることハ為し尽りハる異ハ之外国

の無公債と世間に称する事を吃度
の十五年志望掛りしを
公債を海の外なる他人者に
世の中に下や角く洋学する一事に
を減みるに理財の味
薬りて使に目的の美きを定め他の
目的の美きと思ふきに因るべし若し利益の目
的の国益を進むることなり
を作りて導きの如き抵き利益の本
より引き揚へ
を進ん
騙と
ハ要用に海の外なる国々に蔓延する者

第壱編

宜ハ之に要する海の内なる我の邦に蔓延するとも
も要するに国の負債の起るに負債
を起す目的の美きと悪きに付き以て目的さ
へ美くハ海の内外と隔てなく借り入る
こと
これを借りかれて国の利益を起すこと現世
ハ更に子孫に後世の子孫に対し吾人の義務
義務の一部なり斯
氏と謀りて直に国債を建てし鉄道の建築費用
の外債ハ取りも直さず国益を起せる目的の
りつれハ百万ポンドみ借りるとも其の金額
ハ多ふ過きに美くこと蔓延する外債と称へて
の少き過きし事とハ更に思ふに甚と正

東洋館書店

言ふ間
程を経て夢債の事なり
小工事
を要する事と
て七里を隔てる行程を
経て五年の歳月を
此に同じき年の秋の頃開業式を行ひて東京の原
と横浜の港とを結び付け我が人力車の流行
便利を愛する事なり
鉄道の構興は布哇の権興と信万の年の後方に
傳ふ開拓主管者の功と云ふもさなり無理な
ふた我が大君の英断と我が国民の荷担せし義
務の力とを云へば云へば我が大隈公と伊藤氏とが

東洋館書店

のみ耐へしことなく小斯る仕業は世界
じ我が国人は此の事を永く記憶すべき務
の上に及ぼしたるなり小皇帝は鉄道の工を竣へ
る時を待ち公の印を表して鉄路
を写しその修飾物彫刻も少しも之を
焼みなく確く定見守りつつ小の成功遂げて
ふ成することの浅りなたるまでの偉業の印と
し勅を一口所ゝさんと御勅を公ふ賜はるる
是れ鉄路の世の中を利する勲の
時の知れる水は修の程は
の暁り走し此の
横すること大板
阪と神戸なる間の
間ふ一筋の鉄路を

東洋館書店

より続き京都より山城の国の都不可き伸ばし
大津より滋賀の都の大津まで築きしのみの大
津より敦賀に通じ小ハみと美濃尾張地に伸ばし
まんぐ表に垂と用意と為し暫へて時ハ
なりぐ築くことを少し況し九州の炭ハ日本の
鉄道会社の[illegible]武蔵野を横ハ限りて一源の鉄
路を布けることを人民の利と覚ゆ
是ハ外務卿公等のこの田のみ[illegible]を柳に掛けて
断然と確然と断然工を興つることと堪へし
餘澤みて甚と殊勝なる
上みハ陳へたる鉄路の世を利益せし
直形る功みなりつハくとハ河接の利
益ハさなくとも多くのみ考へし

東洋文化研究所
築地図書館

彼の業もあつることなれハ新聞紙

事の如くみとの時ハ甚も西の旅を果し拙
き境遇の辭説を棄てて世界の風潮と窺ふ
とこなるのみハ自つと世界の様子をい斯くも
理くて斯くと知りしハ御国のそのつみ
御国の方様を欲きて小と
[illegible]張りし両脇も小のまみやト池なるき
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ハ異へし微[illegible]

東洋文化研究所

[illegible]

電信使[illegible]

駅逓[illegible]改良の方法を改めて[illegible]

[illegible]の罪と寛假さとそふの法を定て

貨幣[illegible]の罪を各[illegible]

[illegible]改造の事を[illegible]回ふ[illegible]

海の[illegible]の文明の[illegible]成と[illegible]

[illegible]半[illegible]

鉄路を開く[illegible]事柄を[illegible]決議を経つゝ

[illegible]もまた文化の種として等きものなること

[illegible]際[illegible]の輸[illegible]通信の便利を開く事柄も

甚[illegible]大[illegible]切なる事[illegible]

[illegible]人間社会の眞成

[illegible]の疫[illegible]を[illegible]減

東洋館書店

第壱編

東洋館書店

の進みを一ふこの事の悦くる度々し不けき法
たてこの事柄の功なるゆしふ東の智識を西ふ通
し西の財い東ふ移す便利を得ることそうさしい
彼れと此れとの音信を自在ふ通し交し礎る
事の為めハ寒さも厭ハず文明化を進むへき手術の
方法をもとめ居りし斯るものの上技の公ハ鉄路を
築く建言と共に電信機械をハ所り建て
彼此の通信を易くしのみと申し述へ艇て朝
廷の許を受け東の京と横賓の間ハ凡百一線
の電信線を架け渡し瞬間を得ることを
電信線の数なる間ハ機械の妙なるを喫る不付
けて遠し〳〵線路を徐ろ此ち引き伸し或ハ長

東洋館書店

陸九州と或ハ青森北海と繋て横自在ふ往り渡
し吟ハ海の外なる歐米の各山ふ渡ることもなる法
に附け降くしまふ千の海と山とを隔て
居る西洋諸国の噂まて聽きまくるの文の音信
の知ることも軍の報おきてみなるふ便利と
興ふ動き青なりと四海比隣の古る諺を実ふな
せる[illegible]
電信[illegible]
[illegible]
斯[illegible]ふハ内国の隅々
満[illegible]
[illegible]ハ翻き去らんぶ心の船り実ふ音をふける
事なりとる中ふ就まる海道也山道なとふ行

東洋館書店

[illegible]し驛逓法を甚と奇く怖の値の貴き也も更ふ
[illegible]の事なて往き来せい定む
る後とて甚と低き金を拂ひて濟みかれい法街道
の村〳〵ハ人夫の面形のふ遑なく中〳〵耐ぬ
へきらとなりなハ是ハまて助郷となん稱へ来
て街道の最寄〳〵の法村より人夫の費用と称
なの拂しまりし國税の一部のめ〳〵ふ所り来り
これまて事を濟せ[illegible]も法の苛せハ甚と深く民
の疲苦ハ言なりにたるの徴として街道ふ近つる田
地を[illegible]場なき荒ふて耕すことのハ更ふふ無く仙の
[illegible]る程なれハ公ハ痛くも悪へかれ街道ふ
近つる田地を運送の便利ふ富めるハ
絶し女ハ濟せなるも[illegible]競ふて耕す実なる

第壱歸

ふ濟せるハ思ハ[illegible]へ僅し甚と饑なる良田を荒
つ仕なてき草の茂けるよしハ何ふ事ふ是れ皆
を[illegible]逓駅役の去ふ堪へて遂く街道を造みまり
てなの苦痛をハ免れ[illegible]餓死者をるし人の多
きふ因るりし顧み弗れハ是の法の苛きり為
めふ我り國の富の政部を抑へ付け賠〳〵の中
ふハ何なる実を民ふかへし事なるり法み得
知り難りるり況て戊辰以来を軍旅の事也
自つと人の往来ハ[illegible]げ〳〵ゆりつれハ
れハ此の際驛逓の法を改め正ずてハ驛郷諸民
の難限ハ一層甚を増し加へ御国の利益を政部
ら失しるる事なりしかも接て苦き難しとを

東洋館書店

のましを旦さふ斯と朝廷の中しけれハ朝廷
も公の言ふ事と然なるべし仰せなり施て驛
逓法の改正と天下ハ布きて逓ひしく
不便と称り驛卿法民の苦を鑑ましとこ
ろけるその時布けるの御布告の文を見
くなりとその世不傳へ人ことれを伝へるる
一今服憲法布十一ノ廿サハ葉四行ヨリ四葉す
行こ

第壱號

幕府の末路主さり在の維新の初めの頃ハ
拙け諸藩ハ用意ハ国家より皆金を私
みの貨幣の疏怒ハ即ち幕府を多け
しに朝廷ハ以ても患ひ信ひ信ひ
たふ東薩長土の大藩を收め諸藩とと

東洋館書店

第壱回

米穀の津留を解て国産の輸出を促し
殖産の計策の計策を徴に
農商ハ許して洋銀の服を布せしめ
内外ハ金して原造の貨幣換へしむ
競せし出の系と茶の葉と米の輸出ハ
人ハ該ふ知り他ハと米の輸出ハ
世の人或ハ知ハさふん顧み惟ハ世の人ハ欧
米人ハ米穀を食ものと為すこと誤り写
きし罪ハ米穀を食ものと為すと中すも
世理なりた欧米人ハ米穀を嫌ふ人ハ米穀を嫌好
まで食ものこと為りたハ始めど價の高ハ驕
りの食と人ハ口業のて容易く食し得ぬ初も

東洋館書店

米は暖熱の土地に生ずる穀なれば歐洲西洋諸国の人々はその穀物の供給を亜細亜の如き暖熱の土地に仰りて叶ふべきにあらざれば運輸の事際に費す費を最も高く況して苦しい歐洲の人国に輸入の税を課して其割合は高ければ米の價は彼れ自国の穀物を作りて供給する能はざるの場合に於ては高く賣りはつと許り高く賣ハ高く

中等の以下に属する人々は米穀を以て食物とする人民は歐洲の人は米穀を以て食物とする国柄なれば歐洲各土の政事家は積み入る穀に重税を課する制度の訳を晩く或は稀に或は漸く

入れを心易くなるべしと雖も一朝一夕に進捗の前後に加へて減ずるとは遠ひ日々月々に高くなる高は甚だ日用の品の一部を占めるに至るべき理なれば東洋諸国の人民は公に此の様なこの様を情ひ見て思ふ様米の需用の歐洲の間に多きに際り行はれ此の穀類の世界中第一等の貴ぶべき品なれば我が国は瑞穂の国の本国なれば我が国は利益を受くること思へば是れまで我が国は港を鎖きたし為めに外国の穀を積み入れその様を救ふ手段のなきゆへにこそ貴ぶ米の貯を貴ぶこと

東洋館書店

政事の仕振り有り合の様子なれば御国内ばかりの外の国々へ数物を誘き入れ年々住る米穀を出し飢を凌く手段ハ多くハ無之ハ自然と為すまじきも外へ出して我が国産の輸出の利益を増すかふる仕方ハ有りハ出でやとの際米穀の津留を解きて国産の輸出の品を増しかへ御国を富ます助けと為さんとそのよしを朝廷の人ふ云しかハ外の人ふ云しかハ人ふの穀を貯ふ蓄えの理財の法ハ情ふ泥み危ふ心をのくを生ハ公如庭高の便利を斯くと説きふ人と寛ふも暁り得て聽て津留を解き去ふと一通の布告ハ出れたりける

東洋館蔵書

第壱號

[illegible]の容と
藏計の術の義を粗行[illegible]小計の當者ハ係り
事の輕
会計を書つるなあふハ出納を取り係り他の
ことのハの重なる手段の一なるふハ公ハなり
み監督の司を置きてそふしハ出ることと入ることと
書ましの国の費を準ふ事業ハふ[illegible]たる
ふと[illegible]ることハ入ることと計業し勘定をつる拠を
ハきい定めのことなふハ自つと律りハ弛みハ
り事怠りをふ為し難く是を堅安ふ侍ふふへハ
明治二年の秋の頃府県の租税金
とそれの使てる費と[illegible]の勘定をつへき拠を定め
九月を仕切りて計へ上け巻る[illegible]十二月の末
を期し民蔵二者ハそふ小報告をなすること

東洋館蔵書

この年経へぬ間に諸の官省もその創み降ると
ハ云ふ事ハ実に異日改良し会計
法と世に知らる國の費を[illegible]の出納を督
せる校の基を[illegible]て理財の上に[illegible]の係りとの
なりしことなるべし
斯る中に我が公ハ少しも撓む心なくして[illegible]
御國の改良を望み[illegible]て思ひ[illegible]たるも
御國の[illegible]現在と未来に利益の[illegible]ことと
朝廷に向けて申しられ[illegible]別事なりた農商に
洋形の船舶を所持[illegible]ことを許さんと請いた
る事の[illegible]項ハ[illegible]顧み[illegible]ハその者し支那
朝鮮と交[illegible]通せしその折りや漸く降
りて慶長の年の前後[illegible]又ふ[illegible]て御國の船を

東洋館書庫

時〳〵ハ支那朝鮮を言ふも更に下羅羅安南のも
てきても通じしことの[illegible]ハ縦し迂[illegible]ハ
[illegible]脆くも形も巡定太とか[illegible]刻て[illegible]の
小形の[illegible]以さるべしさ[illegible]を偏と刻た幕府の[illegible]恵の考
此より民の所持する船[illegible]の形を限りて三
本の檣もまつることを[illegible]の大船を持つことなく
四と宿のけれハ以つまるかの通へることなり行
しハ小形の船のみ[illegible]
きて内の海さへ意のまゝ航り行くことのなく
さハ海の外へハ猶ほ更ふ航り行くことの
なハこう年経るしまふ海外の事ハ次外ふ疎
くなり世間を日〳〵進めるも御國ハ故の如く
ふて[illegible]へ九りの来りて[illegible]海の叩くまて

東洋館書庫

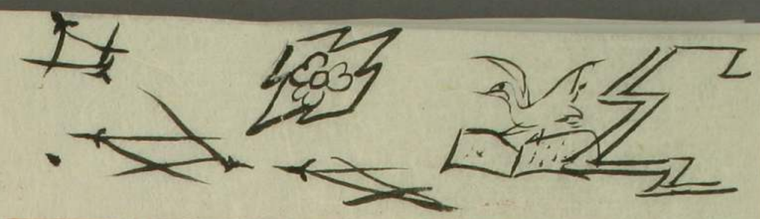

夢みて過ぎしぞ思ふの奇偶とあるべし心基を望む我が国の
まず船の造りを改めて洋の人の造れる船の形を西
洋の御船の形を追ひ国の開化
を考物を教ひて追ひ御船を造る術を先づ
の手初めの農商の民みて自由の西洋の形を作
ふる大船を所持することを許すことを朝廷の
けて清したりしかる新しく朝廷の公の建議
をそれ程四へうちの一件
の布告ハ世の出たりしかる見れより庭
の世ハ人民の
大船を所持することを所行きしかとの説ハ
我の邦の蒸気の船ハ三千四百餘ある帆を
帆前の船ハ八千と為の帆ハ風なるなく風
なるハ公ハ此

第壱輯

の議の結果とかく云ふもさてさて無理なる由
なりとて知れかりしと述へたる如く幕府の
第四回目の論説
頃より我の邦の貨幣ハ次第に悪くなり国の
物の値をとして高く貨幣を改鑄し黄金ハ白き銀
を交せ白き銀ハ赤の銅と交へて貨幣の数を
増し亡る前き猫の爪を地のしのみな
る諸国の為ハ猫ハ猫りるも多くの仮せの金を
鑄り長とる雅せる見るけも付りた貨幣の制ハ
以て猫生ハ雅りて流通の便ハ以つり塞
りて物の値を以て高く都も跡と云ふ古し
むのみの国俗ハ以つまるまるかの懐ハ国の利
益ハ暝みて中ハ盛まる事柄ハ公の疲くより

東洋館蔵書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

金銀の流布り高ハ多く行ることの事と雖ども
りとして世上の不敬色々見聞て置き難
く大切不便利と見へれハ公ハ世ハ断る
世上の不便利を見すして寄ん方ハ寄
らの事ハ銀毫の雖せらの金銀都ハ和書の制令を
てし金札ハ用き難へ事とせい紙切の世
上の混雑を防ハ物ハ不得ハ上記ハ
とるのよし都ハ不申し世て仰ハ春ハ左
ハ云せる布ハとハ申すことハ分りかれる
要きの風宮島弟九字業十一行目字二八
行まもしと
上ハ三せる一般の弱ハ今より詳しきハ事と事
なげハ公ハ公の為ハ考れる時

第壱編

の布帛と彩ハ布ハ中ハ不ハ必ハ
ハ云ハ蔵ハ諸藩ハ藩の威勢を
しハ為すハ都ハの力ハ強りハ事ハ強き
藩人の意と何ハ時ハ
強藩ハ為ハ藩士の強を防め
鋳り造り世上ハ使ハ推し進へて為ハ雖せ今を
りの難き後ハ何ハ得ハ中ハ何ハ難く事
ハ見ハ為ハ逃ハ べの事ハ

第九回

貨幣私鑄の罪を假令藩の假
令幣制改造の事と雖も
中務を思んと欲し
職制改定の議行はれ大政を奉還し
引続き諸侯の請許を参議の不選に

幕府の去り王政の維新の初めの頃の掛け諸
藩も用度の足らぬより皆な贋金を私み鑄り貨
幣の疎悪ハ日か益しみ加へて多け是ハ朝廷ハ
最も憂て王に以ろ吟味なるに薩長土
の三藩を始めとして藩々皆なそれ〳〵の
私み鑄り罪の小時ハ一の騒き起た様子みて
容易く手出しも致し兼ね況して諸藩の私み鑄

東洋館書店

第壱編

東洋館書店

る心の底を尋ねなト国家の急ハ赴きて藩の力と伸まそうと思ふ餘りの事ハ成り元と其の時の権宜そと申さハ申し得へしれハ公をこの先き贋造の貨幣と低幣ハ引き換ふる制度を立て民間の融通を図れ共犯罪を一ト先つ許して是の後を嚴しく戒め仰へ〻と朝廷ハ申し出てたりいる斯くて朝廷の評議となりいろ〻と説もなりいれとも〻〻国家多故のきハ一時の権宜ハ出てたれハ罪なれ難しと極まりれハ箱館平治の前きハ方私み鑄りたる犯罪ハ〻れ〻罪せぬ事となし程経ぬ間ハ刑法の官ハ仰せて宝貨を偽り造れる族と罪する律を立てたりる

東洋館書店

斯ろ〻ハ〻ハ金札の贋も折り〻〻駁られて本朝の信用を損じたれ〻ハ北海り車の様子ハ甚と切ハ検て置き難きことハ公ハ熟ら〻〻思ふ第ての如く金札ハ引き換へ〻〻ものなれ〻〻斯くも贋せ札の出るハ〻ハこのまゝ〻これを通用し取引上の必を為すしむことハ甚と難し惟ふ弗れハ金札ハ四朋刑罰書ハ製造朝廷ハ甚も粗悪なて徴密を欠けるの出つるハ無理なり斯されハ〻〻ハ雇せの刻者の精密の刑刻者ハ〻〻ハ〻〻ハ際新ハ場様の精密を作りて為き低幣を換へ〻〻民の奥堵を為さ〻も時ハ〻〻事ハ便宜なれ〻〻ハ金札の通流高ハ今四千七百四十五拾万

四とせ

東洋館書店

市藩の西洋上ハ
備前ハ加賀ハ数を増し
作り出して藩内を
美しくする術なり
小藩紙幣の数を九つの種類に定め
理財の方法を
司の人を高動
遂の中難形を
しオ
ある場合に
ハ高くなり支那人
より小ハ
のより就部ハ
ハ
ハ

の課の外に海陸と会計や刑法制度の諸課を
分ちて外務を執り又さらに
改めて三務局を置き法制局に外務を
弼の官を置き任じ以下の諸官を置き
祇以下の七官に外務を加へ諸官を置きその
事柄を處理せしめ明治元年の夏となり維新政府も
又制度を改め議政官を行政の官に分ち神祇
官会計官の二官を外国事務官を加へ刑法官を置き
民部官を加へ横浜の開港を
王政復古の論の焼へ
より以て官の名を改めて
政の官に刑部と民部と
大蔵と兵部と

東洋文化研究所

刑部と外務と内務と
へる者を置きその方様は大蔵の名は復
古ふて事は維新の声は何処
へゆくも失せしかの大臣は右の
政官は左と右の大臣は大納言参議を置り
小使ひて大政を料理せしめ
小人を擢ひ復古の説は何に放へ
朝廷の中に聲は高く事は後に退きて傾き
き甚だ多ほかは政治の運は甚だ鈍く事
漸ぶる能はず寡に事をなるさ
小は公に思ふに折角ここまで運をせし王
政維新の歩は又も後に退いて政治の
歩を止むる御国の利と人民も小に心定不利と

東洋文化研究所

知れるが如く一策を案し出し斯る様子を取り直し失を進むる術なり思ひ起せい朝の世は中書の職を置てさい手本として昔魏の世は中書を置きその後西晉唐宋と相し傳へて中書省を設きたるは唐土の歴史に有る所にして我が朝廷にもそのもろし中の務の者として唐の中書に倣し置き八省中の隨一とし つゝ侍從殿樂を掌どらせし例なれば今我が中の務の者を置き瞑し中は陶朱公の樊噲の樊哙を執れる者を置き中に仕の移りたるが如くなるしまれ置きたれば女つれを斯る方様を■■■ 嬉の内に術なり縱とし中の務

第壱編

を置くもせめては民部と大蔵の職制章程を改革して政事の動きを付けなと迎の人を所詮の人を所詮の人を所詮

民部ハ民部大臣ト大臣トを分別不相立ること
ヽなり明治三年の十月の初めの十
日ニ大臣と民部の省とを分離して公を專ら大臣
の職ニ任じて民部ハ大木氏を擢て其職
ニ任ずる斯くして八月の初旬ヨリ
大輔ヽて為したり
り朝廷ハ民部と大臣の職務を別
かつたして民部の事務ハ地理と土木と駅逓と
鑛山殖産の七司を置きそれ〳〵徳江社寺鉄
道電信灯明燈銭の掛りを設け形
大蔵省ハ造幣と租稅と出納同度の外諸官
相嘱三司を置き
これ〳〵の頃の民部の事務ハ民蔵
の事務の兼別と
を兼ね

東洋館書店

を兼ね澤ぬて挙げ又ハ民部の省世ハ信へ
ヽ

民部省の事務

全国の徒信以て憲法編纂ハ四十一葉九行
目ニ〳〵十三葉の一行まで
斯くて公の建言ハ朝廷の問ハ答ハ
ハ大臣と民部の分離ヽ
ハ公の望ハ書き果てこ斯くて此の朝
ハ位を保ちかしへき見込ハ更ハ
しハ〳〵この期を時ヽして一ハ先つ位を退き
て藩主ハ御田地の問ハ王
室と御田の利益を謀るへき術を求むもハ又ハ一
興ヽハ而向しと建言の書

東洋館書店

東洋文庫書庫

異しこまの事柄は大蔵大輔の官を解き女ハし暇を賜ふと朝廷に向けて上表を奉ることゝなりたりしかるに公ハ明徳の頃より浮き世を忘れたけなりて中〳〵ハ公の願ひの諸ハ篠義なれと事ハ創業の土の時も御ハ御の如き功臣を州郡ハこのゝへ一層の力を入れて我が國の発展進ちる手段をハ考へ出たりて申せと宣き帝の仰せなれハ公ハ強ゐて辞すり無田又ハ木戸大久保の両人なども交ゝ公を慰めて共〳〵同参議を推しれハ公も今度ハ辞すえ兼ねて同しき年の秋九月初の二の日ハ帝ハ公を参議の職ハ挙げ財務と外事ハ係の職る大政官の

事柄を掌ることゝなりたりるこの時参議ハ衆〳〵の政事を議する権力ハ僅かに参議の職ハ選ハ権力ハ僅の斗りなれハ参議ハ選ハ大臣ハ位置ハ左大臣の次ぎ右大臣の次ぎなれその資ハ左大臣と右大臣の次ぎ極理なりた公ハ毎〳〵此の書を御ふる者ハ涙を流して余の苦一の失敗ハ民部卿の大輔を務めて参議ハ時なり時なり治りて参時の様子を斯くと推され

東洋文庫書庫

第壱號